

令和7年6月定例会

# 請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 目 次

## 請 願 の 部

|                 |   |
|-----------------|---|
| 請願一覧表 .....     | 3 |
| 総務教育常任委員会 ..... | 4 |

## 陳 情 の 部

|                   |    |
|-------------------|----|
| 陳情一覧表 .....       | 5  |
| 総務教育常任委員会 .....   | 6  |
| 福祉生活病院常任委員会 ..... | 8  |
| 地域県土警察常任委員会 ..... | 13 |

# 請 願 一 覧 表

## 請願（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び<br>受理年月日      | 所 管     | 件 名               | 備 考 |
|----------------------|---------|-------------------|-----|
| 総 7年－9<br>（ R7.6.2 ） | 令 和 改 新 | 所得税法第56条の廃止を求める請願 | 4頁  |

## 請 願 文 書 表

## 請願（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                          | 所 管     | 件 名               | 議決結果 |
|----------------------------------------------|---------|-------------------|------|
| 7年－9<br>( R7.6.2 )                           | 令 和 改 新 | 所得税法第56条の廃止を求める請願 |      |
| <b>▶請願事項</b><br>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出すること。 |         |                   |      |

## ▶請願理由

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定している。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けている。後継者育成にも大きな妨げとなっている。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言われるが、青色申告は税務署長への届出・承認を前提にした納税者への「特典」にすぎない。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実状である。

国連女性差別撤廃委員会は令和 6 年、「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認める」ことを日本政府に勧告した。「56 条の廃止等を求める意見書」は、全国 570 を超す地方自治体で採択されている。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、世論と運動が広がっている。

56 条は明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐものである。ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56 条は廃止するべきである。

## ▶提 出 者

民商鳥取県連婦人部協議会

## ▶紹介議員

市谷 知子

# 陳 情 一 覧 表

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び<br>受理年月日       | 所 管     | 件 名                              | 備 考 |
|-----------------------|---------|----------------------------------|-----|
| 総 7年－8<br>( R7.6.2 )  | 教 育     | 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択について | 6頁  |
| 総 7年－10<br>( R7.6.2 ) | 令 和 改 新 | 消費税率5％への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情    | 7頁  |

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

|                      |         |                              |     |
|----------------------|---------|------------------------------|-----|
| 福 7年－5<br>( R7.4.7 ) | 生 活 環 境 | 消費生活センターのメール相談の利用率向上について     | 8頁  |
| 福 7年－6<br>( R7.4.7 ) | 生 活 環 境 | 消費生活センターの相談に付随するメールの受領方法について | 9頁  |
| 福 7年－7<br>( R7.4.7 ) | 生 活 環 境 | 消費生活センターの職員確保策の検討について        | 11頁 |

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

|                       |         |                                       |     |
|-----------------------|---------|---------------------------------------|-----|
| 地 7年－4<br>( R7.4.7 )  | 地 域     | 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情 | 13頁 |
| 地 7年－11<br>( R7.6.2 ) | 男 女 協 働 | 旧姓の通称使用の法制化を求める陳情                     | 15頁 |

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                                                                               | 所 管 | 件 名                              | 議決結果 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------|------|
| 7年－8<br>( R7.6.2 )                                                                                                | 教 育 | 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択について |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>鳥取県議会として、次の事項を国の関係機関に要請すること。<br>・子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善に向けて、学習指導要領の内容の精選を行うこと。 |     |                                  |      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>▶陳情理由</b><br>今、学校現場では、小学校・中学校・高等学校を合わせると 41 万人を超える不登校の子どもの数（令和 5 年度）が文部科学省の調査で明らかになっている。とりわけ小・中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっている。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員は長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。<br>学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわる。「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題である。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められる。<br>ついては、上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情する。<br>※「カリキュラム・オーバーロード」とは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態のこと。 |
| <b>▶提 出 者</b><br>鳥取県高等学校教職員組合<br>鳥取県教職員組合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

# 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                          | 所 管     | 件 名                             | 議決結果 |
|--------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------|------|
| 7年－10<br>( R7.6.2 )                                          | 令 和 改 新 | 消費税率 5 %への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情 |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>消費税率一律 5 %への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書を国に提出すること。 |         |                                 |      |

### ▶陳情理由

鳥取県内の企業の 99.9%が中小企業で、この内 85.8%は小規模企業である。これらの多くが長期化する消費不況に苦しんでいる中、物価高騰とトランプ関税ショックがよりいっそう先行きを不安にさせている。

消費税は付加価値税であり、付加価値の大半は人件費であることから、赤字であつても納税を迫られるため、県内企業の過大な負担となっている。また、インボイス制度は、本来消費税法で消費税の納税を免除されている小規模企業やフリーランス及び新規開業者に消費税負担を課すもので、事務コストの増大とあわせて地域経済に悪影響を及ぼしている。

長引く物価高が住民の生活を直撃している。本来、物価高騰への対応はそれを上回る賃金増によるべきであるが、地域経済の状況からすると困難であり、消費税がそれに拍車をかけている。物価高への対応による住民支援、地域経済振興と賃金増を実現するためには消費税の減税が必要である。一律 5 %の減税が行われれば、インボイス制度の導入根拠は失われる。

令和 6 年 10 月に行われた総選挙では、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が議席を増やした。今やすべての野党と与党の一部からも消費税減税を求める声が上がっている。

消費税減税にあたり、食料品に限り税率を引き下げるという意見があるが、各政党の試算によると食料品の税率を 0 %にした場合の減税額は 5 兆円、一律 5 %へ減税した場合の減税額は 12 兆円であり、住民が減税を実感するためには一律 5 %への減税が必要である。また、事業者にとって食料品 0 %は、税率が 3 通りになることで事務が煩雑となり、飲食店では納税額が激増するなど、負担増への不安がある。

減税した場合の財源については、法人税・租税特別措置の見直しで、この間、下がり続けてきた大企業の法人税負担の是正と所得 1 億円を超えると負担率が下がる所得税の累進課税強化により、大企業と高額所得者に負担を求めることが必要である。地方消費税の減収分については、地方交付税で補填することで対応が可能である。

地域住民と地方経済発展のため、陳情事項のとおり国に要望していただきたい。

### ▶提 出 者

鳥取県民主商工会連合会

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                                        | 所 管     | 件 名                      | 議決結果 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|------|
| 7年－5<br>( R7.4.7 )                                                         | 生 活 環 境 | 消費生活センターのメール相談の利用率向上について |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>消費生活センターのメール相談について、相談体制強化のため、その利用率を向上する施策を講じるよう、執行部に求めること。 |         |                          |      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>▶陳情理由</b><br>鳥取県ではかつて、県議会（福祉生活病院常任委員会）の意見・本会議の議決などを踏まえ、メール相談（初回の相談のみ）を新設した。それ<br>からしばらく、いや、かなり経っているが、利用実績について、センターに照会したところ、相談全体の0.009%、年間約20件だそうである。<br>ほかのメール相談を行っている自治体や、その平均との対比はどうなのだろうか。<br>仕事が終わったのが深夜でも、いつでも、どこでも気軽に相談でき、添付ファイルなども添付できれば、若者に多い、LINEやSNSなど<br>をめぐるトラブルや、通販トラブルなどの解決に向けて、現代の相談トラブルの動向と親和性が高いはずである（スクリーンショットや、メー<br>ル内容をそのままコピーすれば良いため）。<br>せっかく作ったのに、利用されないのはもったいないので、陳情事項のとおり、消費生活センターのメール相談について、相談体制強化のた<br>め、その利用率を向上する施策を講じるよう、執行部に求めることをお願いするものである。 |
| <b>▶提 出 者</b><br>倉吉市 個人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



# 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                                                                                                            | 所 管     | 件 名                          | 議決結果 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------|------|
| 7年－6<br>( R7.4.7 )                                                                                                                             | 生 活 環 境 | 消費生活センターの相談に付随するメールの受領方法について |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>消費生活センターの相談に関連するメールの受領方法について、現状は、米子のコンベンションセンターに送ったメールを転送する仕組みになっており、事務の時間ロスが生じており、改善のため、NPOでもメールを直接確認できる方策を検討することを、執行部に求めること。 |         |                              |      |

### ▶陳情理由

先日私は、県中部の相談室で、ある事業者に係る消費生活相談を利用した。私から事業者に送ったメール、事業者から私にきたメールなどを中部相談室に転送したいと告げると、相談員は開口一番「センターでは、そのようなメールは受け付けていません」と告げられた。

しかし、長いメールの文面をスマートフォンで見せたり、口頭での陳述内容を「メモ」するよりも、言い間違いなどがなく、実態を如実にあらわしているのがメールであり、送った方が手取り早いと考え、「だめなのか」聞いたところ、「それなら・・・どうしてもと言うなら、事務室（行政サイドの米子のコンベンションセンター）に送っていただくしかない」と言われた。

そして、その後、相談室の職員が米子のコンベンションセンターに電話をして、「次長いらっしゃいます？相談者の方が、メールを送りたいって言われていて。あ、いない？ならまた、折り返し・・・」と、実際にメールを確認できる権限者がその場でいなかったようで、メールを見ながらの即時の相談がかなわなかった（メールは後から送っていただいた。）。

スマートフォンだと、一つの画面で見にくいし、相談中に別のメールやLINEなど連絡もあるかもしれない。プライバシーの観点でも、即時性の観点でも、NPO独自のメールを、相談用に受け付けるか、センターの相談用メールを、NPOでも共有するなどして、相談者が、写真や文章などのデータを、相談時に送れるような環境を整備してほしい。ネットユーザーのトラブルが多い、いまの時代にあった相談方法だと思う。

なお、この要望をセンター事務室に告げたところ、次の回答があった。

「コンシューマーズサポートのメールは相談対応での利用はしておりません。相談に付随する情報については秘匿性の高い内容が含まれることが多く、セキュリティの観点から県（消費生活センター）にメールしていただくこととしています」

ただ、業務仕様書などで、県とNPOは守秘義務契約を結んでいるはずである。また、メールやブラウジングなどには、SSLなどの情報保全措置、セキュリティがかけられているのが当然であるし、もし、NPOのメールやパソコンに、相談のような秘匿性の高い情報の管理について、セキュリティ上の欠陥があるというなら、そのような状態は解消すべきである。

また、私が、相談を口頭で行い、その結果連絡を電子メールで送っておいてほしい（電話だと、執務時間に出られないことがあるため）と伝えたところ、それはできないと言われた。メールだと、言い間違いも起こらないし、複数人で確認することができ、かつ、後で相談内容やその回答の検証もでき、意味があると思う。

|                          |
|--------------------------|
| ついては、陳情事項のとおり、陳情するものである。 |
| ▶提出者<br>倉吉市 個人           |

# 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                       | 所 管     | 件 名                   | 議決結果 |
|-----------------------------------------------------------|---------|-----------------------|------|
| 7年－7<br>( R7.4.7 )                                        | 生 活 環 境 | 消費生活センターの職員確保策の検討について |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>執行部に対し、消費生活相談員の、将来に向けた確保のため、速やかな対応を求めること。 |         |                       |      |

### ▶陳情理由

消費生活センターの相談員が不足している。

私が、県中部の消費生活センターを使った際、担当者として米子の相談員が来られており、後日、結果を聞きに倉吉のセンターに行ったとき、「その者は普段、米子の勤務なので、おりません」・・・その理由を聞くと、「人が足りなくて、米子から、シフトで月に数回程度入ってもらっている」と言われた。対面での相談について、一番事案をよく知っているはずの担当者がおらず、継続性を持った相談対応ができないのは、改善すべきだと感じたのである。なお、P I O－N E Tというシステムはあるものの、相談の経過の概略を記録するもので、やはり、当人が一番よく知っている。

上記の事案を踏まえ、「このように、西部から中部、中部から東部などの、市をまたいだ遠距離勤務を行うケースがどの程度あるのか教えてください。」と、県に県民の声で尋ねたところ、「相談員のシフトについてはコンシューマーズサポートが決めていることなので、県では回答できません。」と、投げやりな回答があった（回答は原文そのまま）。

しかし、県は、県民が安全・安心した消費生活を送ることができるように、相談体制を構築し、管理するのが仕事のはずである。相談員の負担感を考え、勤務体制がどうか聞いたら、N P Oが決めているので知りません、では、あまりに無責任だと思う。

実際、消費生活センターは、これまでの常任委員会資料などを見ても、相談員について、今後、確保が難しくなっているとして、一つのセンターあたりの相談員の数の減少を見込んでいる。なお、一時期は、相談員の確保が難しくなっているからと、N P Oに業務委託する際の委託基準について、センターの職員の半数を、無資格者で良くする制度改正を検討していたようであるが、それはさすがに頓挫し、今は見直したようである（これは良い事だと思う）。

相談員の確保策について、本来、本年2月の当初予算で出そうとしたが、それが、諸々の理由でできなくなったようである。このように、消費生活相談員の確保策が遅れ、将来に禍根を残すことはあってはならないと思う。以前執行部は、常任委員会で、N P Oについて、「この規模の相談体制を持っているのがコンシューマーズサポートしかない」として、入札を「出来レース」と発言したこともあった。しかし、どこが手を上げてきたとしても、委託者に丸投げではなく、県民の安心して相談できる体制の確保、相談員資格者の養成など、県の果たすべき役割は大きいはずである。

については、執行部に対し、消費生活相談員の、将来に向けた確保のため、速やかな対応を求めていると、陳情するものである。

## ▶提出者

倉吉市 個人

# 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日 | 所 管 | 件 名                                   | 議決結果 |
|---------------------|-----|---------------------------------------|------|
| 7年－4<br>( R7.4.7 )  | 地 域 | 裏金問題の徹底説明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情 |      |

### ▶陳情事項

- 1 自由民主党（以下「自民党」という。）による裏金問題は、民主主義の根幹にかかわる重大事項であり、鳥取県議会として徹底説明を自民党、衆参両院、政府に求める意見書を提出すること。
- 2 裏金問題の温床となる企業・団体献金は、献金によって政策をゆがめる恐れがあり、鳥取県議会として全面禁止の法整備を衆参両院、政府に求める意見書を提出すること。

### ▶陳情理由

昨年以来、大きな政治問題になっている自民党の「政治とカネ」問題は、わが国の民主主義を破壊する危険を内包している。民主政治の基本は国民の政治に対する信頼が基盤であるのに、それを根底から掘り崩すからである。

政治資金の出入りを厳格にコントロールしないと、政治の暴走は防げない。だからこそ、政治資金規正法を定め「・・・政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする・・・」（第1条）として、政治資金の透明化を図っているのである。

端的に言って「裏金」は、帳簿などに記載せずに隠し持っている金銭である。自民党議員による裏金も、表に出しにくい支出や仲間内の会食などに費やされていると思われる。自民党が昨年公表した「裏金議員」は衆参計 82 人であった。自民党の裏金都議のうち 10 人は都議選で公認される。自民党には、裏金は「組織的不正行為」という認識はなく、無反省なのである。徹底した調査によって実態を解明し、再発を防止しなければ、国民の信頼回復は果たせない。

自民党議員による裏金づくりの舞台になっているのが、政治資金パーティーである。政治資金規正法では、企業や労働組合、団体などの寄付は政党と政治資金団体に制限される。一方、政治資金パーティーは対価を伴うので寄付ではなく、企業などもパーティー券を購入することができるのである。

パーティー券販売にも金額の制限があるが、企業・団体の支払いをチェックすることができないので、ノルマを超える売り上げの一部を中抜きしたり、政治資金収支報告書に記載しなかったりすることも可能である。しかも、高額（通常 2 万円）な割に対価（飲食物）が乏しく、券を買った人すべては入れない狭い会場しか用意されない場合もある。これらは、パーティー券販売を装った事実上の寄付と言える。

そうであるなら、企業・団体献金を禁止するしかない。

国民が物価高に苦しんでいる一方で、自民党国会議員が裏金づくりにいそしんでいるのは許されない。しかも、これは国会議員だけの問題ではなく、都議会自民党でもほとんど同じ形で行われており、地方へのまん延さえ危惧されている。国民の政治への信頼を回復する政治改革の根幹は、企業・団体献金の禁止である。営利を求める企業が献金するのは、政治に対する影響力を行使するためである。これを許せば、寄付する資

金力のある企業・団体の意向に沿う政策にゆがめられる恐れがある。

リクルート事件、ゼネコン汚職などが相次ぎ、政治改革が論議された 1990 年代の原点に立ち返り、企業・団体献金を全面禁止する時だと思料する。

▶提出者

平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会（鳥取県革新懇）

# 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 管     | 件 名               | 議決結果 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------|------|
| 7年－11<br>( R7.6.2 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 男 女 協 働 | 旧姓の通称使用の法制化を求める陳情 |      |
| <b>▶陳情事項</b><br>夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                   |      |
| <b>▶陳情理由</b><br>女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。<br>令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。<br>そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。<br>しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。<br>よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。 |         |                   |      |
| <b>▶提 出 者</b><br>旧姓の通称使用を求める会鳥取                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |                   |      |